

免許センターからのお知らせ

国外運転免許証の申請（発給）手続き

日本は、1949年に道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）を締結しており、条約締約国等（次のページに掲載）は、他の締約国が発給した同条約の附属書の様式に合致する運転免許証（以下「国際運転免許証」）を所持する者に対し、上陸の日から起算して1年間（ただし、当該国際運転免許証の有効期間内に限る。）、自国において運転することを認めることとされています。（ジュネーブ条約に基づき、日本で発給される運転免許証を「国外運転免許証」といいます。）

ただし、国（州）によっては、その国（州）の法令等により、同運転免許証で運転することに制限又は認められず、日本の国内免許証の提示を求められる場合もあります。（別紙チラシをご確認ください。）

各国の実情等については、その国に所在する日本大使館又は領事館等にお問い合わせください。

なお、国外運転免許証は、その基となった国内の運転免許証が失効又は取消されたときは、国外運転免許証の有効期間内であってもその効力を失います。

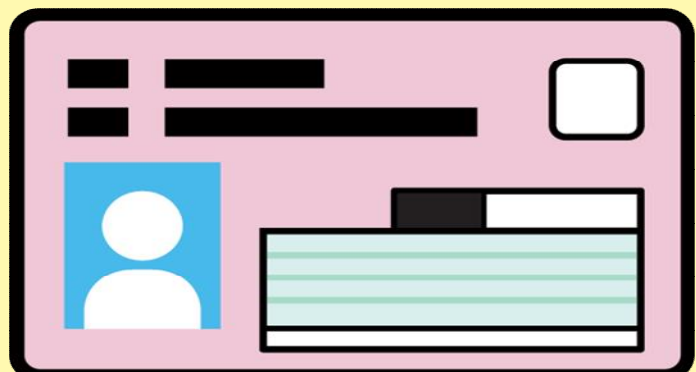
申請場所	福島・郡山運転免許センター及び福島県内の警察署、分庁舎 （福島・福島北・郡山北署の本署及び郡山署を除く）
受付時間等	月曜日から金曜日（祝日等を除く。） 運転免許センター・・・即日交付 9：00～11：30 13：00～15：30 警察署及び分庁舎・・・後日交付 9：00～12：00 13：00～16：00 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。
必要書類	○現に受けている日本の運転免許証（マイナ免許証） 両方お持ちの方は必ずどちらもお持ちください。 ○国外運転免許証用の写真1枚 （縦4.5cm×横3.5cm、無帽、正面、顔中心、無背景、 6か月以内に撮影したものを準備してください。） ○外国に渡航することを証明する書類 （パスポート又は渡航証明書等）
手数料	2,250円



マイナ免許証をお持ちの方へ

マイナ免許証の保有を検討されている方へ

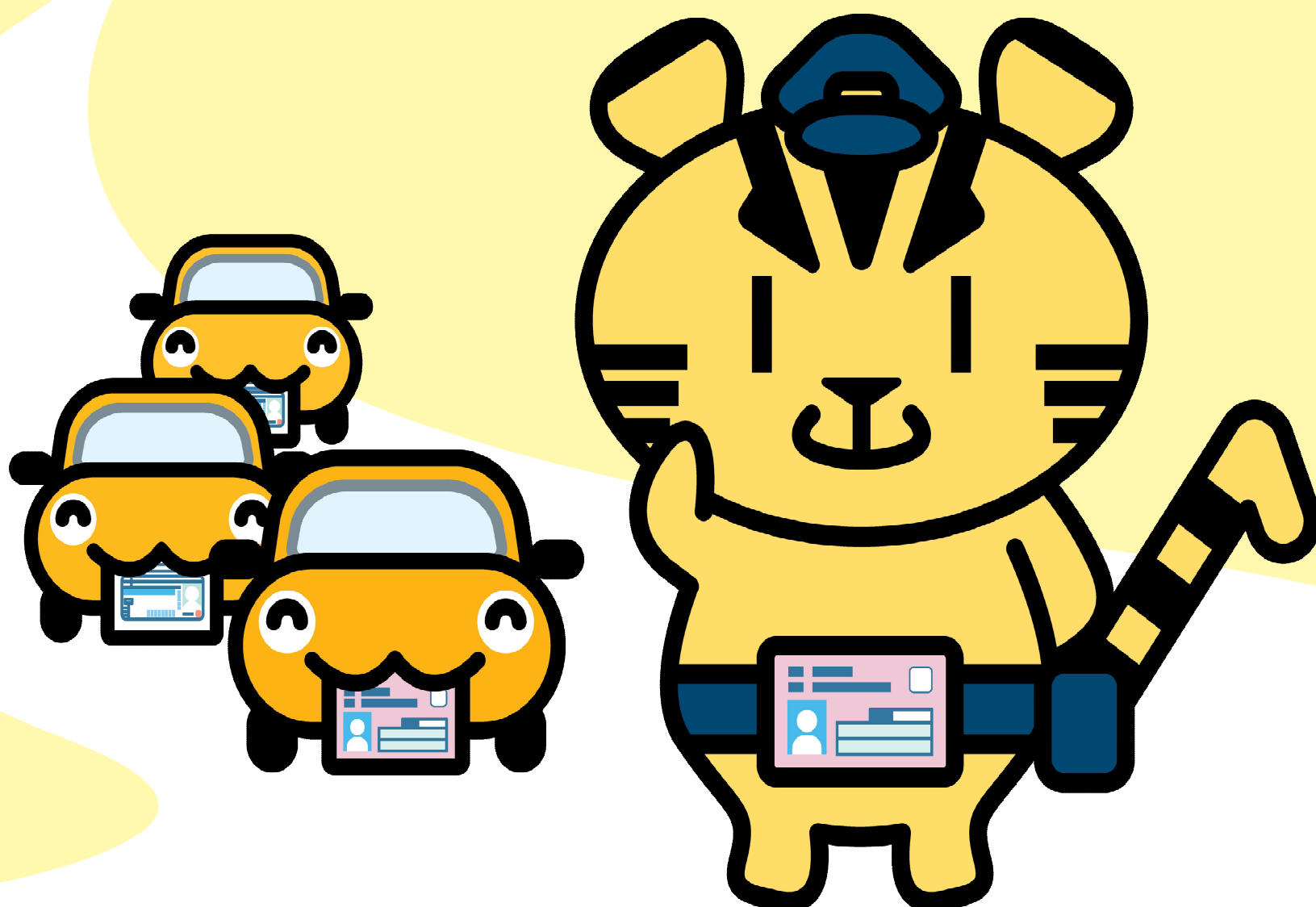
～海外渡航の際の注意点～



令和7年3月24日運用開始！

マイナ免許証

(免許情報が記録されたマイナ ンバーカード)



海外渡航予定の方は以下をお読みください。



マイナ免許証の券面には免許情報が記載されません。免許情報を読み取るためには専用アプリが必要となりますが、海外の国では読み取りに対応していない可能性があります。



海外渡航をされる際に日本の免許証を海外で提示する予定がある場合は、必ず**従来の免許証**をお持ちください！



※詳しくは住所地の免許センター等にお問合せください。